



- ・将来の介護サービスについて不安
- ・介護サービスを利用したい
- ・介護について相談したい

社会福祉法人 白川直会会

本法人は、指定介護老人福祉施設、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援、生計困難者レスキュー事業の5つの事業を行います

- 指定介護老人福祉施設 **るり苑**
- 指定短期入所生活介護事業所 **るり苑**
- 指定通所介護事業所 **るり苑**
- 指定居宅介護支援事業所 **るり苑**



そんなときは、
るり苑
ケアマネジャーへ
ご相談ください

【お問い合わせ】

〒861-8010 熊本市東区上南部1丁目16-36

096-388-2121

FAX 096-388-2139

お気軽に見学・相談・
お問い合わせ下さい!

➡ メールでお問い合わせ

URL <http://www.rurien.jp>

E-mail naoraikai@rurien.jimusho.jp



介護のことで、
悩んでいらっしゃるいませんか?

一人きりで、
苦しんでいらっしゃるいませんか?



どうぞ、
おたくしたちにご相談ください。

いつも、いつでも、
あなたのそばに

社会福祉法人 白川直会会
指定居宅介護支援事業所
るり苑

業務内容のご案内

ご利用者の願う生活が営めるよう
ご利用者様一人一人に応じたケアプランを作成いたします

- ◆要介護認定の申請代行
- ◆ケアプランの作成
- ◆介護サービス事業所や医療機関との連携
- ◆福祉用具や住宅改修の提案
- ◆介護に関する相談・助言

介護サービス利用対象となるのは？

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となった場合に認定を受けた方
- 40歳から64歳未満(第2号被保険者)
16種類の特定の病気により、介護や日常生活の支援が必要となった場合に認定を受けた方

どんなささいな事でも、まずはご相談ください。

居宅介護支援事業所を利用するにも、『要介護認定の申請手続き』が必要になります
ご相談を受けた上、ご本人、ご家族に代わりに色々な手続きを代行いたします
お気軽にお問い合わせ下さい

利用料金

全額、介護保険からの給付になりますので、居宅介護支援事業所への自己負担はございません

ご利用時間

月曜日から土曜日 午前8時30分 から 午後5時30分

介護認定の申請から、介護サービスが受けられるまで



①要介護認定の申請



②認定調査・主治医意見書



③審査判定



④認定



⑤介護サービス計画書の作成



⑥介護サービス利用の開始

要介護状態区分

| 要介護状態区分 | 身体の状態 | |
|---------|---|-----|
| 要支援1 | 日常生活においてほぼ自分で行うことが可能であるが、立ち上がりなどに何らかの支援を要する状態 | ↑ 軽 |
| 要支援2 | 上記のほか、薬の内服などの日常生活に、何らかの支援が必要な状態 | |
| 要介護1 | 日常生活動作のうち歩行などに、部分的な介護が必要となる状態 | |
| 要介護2 | 上記に加え、移動や衣服の着脱などの日常生活動作に、介護が必要となる状態 | |
| 要介護3 | 日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態 | |
| 要介護4 | 介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態 | ↓ 重 |
| 要介護5 | 介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態 | |